

九州大学学生団体の公認に関する要項

平成24年 2月 9日
学生委員会議決
令和 6年12月12日
最終改正

1. 趣旨

この要項は、九州大学（以下「本学」という。）の学生で組織する団体（学部等が公認するものを除く。以下「学生団体」という。）の公認に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 公認学生団体の種類

本学が公認する学生団体は、次の種類に分類する。

- (1) 体育系の学生団体
- (2) 文化系の学生団体
- (3) その他学生支援委員会が認めた学生団体

3. 公認の申請

公認を希望する学生団体は、学生団体公認申請書（別紙様式）に部員名簿を添え、本学に申請するものとする。

4. 公認の申請要件

申請を行うことができる学生団体は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限るものとする。

- (1) 活動が本学学生の自主的・主体的な運営によって行われていること。
- (2) 本学の学生5人以上により構成され、特定の学部、学年、国籍等により限定されていないこと。なお、科目等履修生、聴講生、研究生、専修生、特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生（以下「非正規生等」という。）は、構成員数に含めることはできないものとする。ただし、非正規生等が団体活動に参加することは妨げない。
- (3) 本学の教員（教授、准教授、講師及び助教に限る。）又は学生支援委員会が特に必要であると認めた教職員が顧問であること。
- (4) 3年以上の活動実績があること。
- (5) 体育系の学生団体は、九州大学体育総部に所属していること。

5. 公認

学生団体の公認は、課外活動専門部会において、審議の上、学生支援委員会で決定するものとする。

6. 公認の有効期間

公認の有効期間は、公認を承認された年度限りとする。ただし、公認学生団体は、活動を継続する場合、毎年指定する期日までに学生団体公認更新書（別紙様式）を提出し、学生支援委員会の承認を得た後、公認の有効期間を更新することができる。

7. 公認学生団体の遵守事項

公認学生団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学が主催する課外活動団体向けの講習会等の行事に参加すること。
- (2) 学外で宿泊、遠征等の活動を行う際は、事前に本学に届け出ること。
- (3) 特定の政党を支持するなど、政治的な活動を行わないこと。
- (4) 宗教的な活動を行わないこと。
- (5) 提出している書類（学生団体公認申請書及び部員名簿）に記載した事項が変更になった場合には速やかに届け出ること。
- (6) 公認学生団体を解散した場合には、速やかに届け出ること。

8. 公認の取消

学生支援委員会は、申請された事項に虚偽があった場合又は公認学生団体が本学の定める規則等に違反した場合は、公認を取り消すことができるものとする。

なお、公認学生団体が公認の取消を申し出た場合は、学生支援委員会の議を経ずに、公認を取り消すものとする。

9. 公認取消後の取扱い

8. により公認を取り消された団体は、取消後3年間、公認の申請を行うことができないものとする。

10. 実施

この要項は、平成24年 2月 9日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年 4月 1日から実施する。

附 記

この要項は、平成27年 4月 1日から実施する。

附 記

この要項は、平成29年 3月10日から実施する。

附 記

この要項は、令和 6年12月12日から実施する。